

(平成26年11月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

関東神奈川厚生年金 事案 9107

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月8日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月30日から同年12月17日まで
私は、昭和57年4月21日から58年12月16日まで、A社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、資格喪失日が同年4月30日となっているので、調査の上、資格喪失日を同年12月17日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年4月30日から同年11月8日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の資格喪失日が、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）昭和58年4月30日より後の同年11月8日付けで、遡及して処理されている上、申立人と同様に、全喪日に遡って資格喪失の処理をされている者が40人、全喪を理由として被保険者資格取得の取消しの処理をされている者が20人いることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、A社は、当該期間においても法人事業所であったことが確認できる上、申立人及び複数の同僚の雇用保険の記録により、全喪日以降も5人以上の従業員が在籍していたことが確認できることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法の適用事業所の要件

を満たしていたものと認められ、当該全喪処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人及び複数の同僚は、当該期間当時、A社の経営状態は悪く、給料の遅配があった旨述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の遡及処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、上記の申立人に係る資格喪失処理が行われた昭和58年11月8日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年3月の社会保険事務所の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和58年11月8日から同年12月17日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、上記のとおり、昭和58年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在が不明であることから、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる供述は無く、このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社C工場に入社し、新しく組織された同社D工場に異動した。両工場とも同じ敷地内にあり、継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場が保管する社報第10号（人事記録）及び同僚の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年6月20日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月20日から同年12月1日まで
夫が、B社(現在は、C社)に勤務していた期間のうち、A社へ出向していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員名簿から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社は、「出向した者に係る当時の社会保険事務の取扱いは不明であるが、当社において雇用が継続している者について被保険者期間に欠落を生じさせる理由は無い。」と回答しているところ、申立人と同様、従業員名簿等によりB社からA社に出向していたことが確認できる複数の同僚は、いずれも出向期間について、同社における被保険者期間となっており、B社での被保険者期間と継続していることが確認できる。

さらに、B社で資格を喪失した後、A社で被保険者となり、その後C社で資格を取得している申立人と同年代の同僚が、上記同僚のほかに複数い

ることが確認できるところ、いずれの者も被保険者期間に欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記、申立人と同年代の同僚のA社における標準報酬月額の記録から判断すると、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、事業主も亡くなっているため、確認することができないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 9110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 21 日から 50 年 4 月 1 日まで
② 昭和 51 年 2 月 8 日から 52 年 6 月 21 日まで

私は、昭和 46 年 7 月 1 日に A 社へ入社し、同社が経営する B という店で C の仕事をし、52 年 10 月 20 日まで勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げている同僚を含む複数の者に照会したものの申立人の申立期間①における勤務実態を確認することはできなかった。

また、同僚の一人は、「申立人は、入社後 1 年もしないうちに結婚し、ほぼ同時に退社した。その後、何年かしてから再入社してきたことを覚えている。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、A 社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間②当時に A 社に勤務していた複数の同僚へ照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することはできなかった。

また、同僚の一人は、「申立人は、再入社した後に、突然来なくなったことを覚えている。」と供述している。

さらに、事業主は、「申立期間①及び②当時の資料を保管していな

い。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することができない上、申立人も当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 9 月 2 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 24 年 1 月 30 日から同年 5 月 21 日まで
③ 昭和 51 年 10 月 12 日から 52 年 1 月 9 日まで

船員手帳により、昭和 23 年 9 月 2 日から 24 年 5 月 20 日までの期間、A 社（現在は、B 社）が所有する船舶 C に乗船していたことが確認できるが、船員保険の記録では、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。

また、申立期間③においては、船舶所有者 D 社の船舶 E に乗船していたが、船員保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間①から③までを船員保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳には、A 社が所有する船舶 C において、昭和 23 年 9 月 2 日に雇入れ、24 年 5 月 20 日に雇止めと記載されている。

しかしながら、A 社に係る船員保険被保険者名簿により、同社は昭和 23 年 11 月 1 日に適用船舶所有者となっており、申立期間①においては適用船舶所有者ではなかったことが確認できる。

また、上記、船員手帳において確認できる当時の船舶 C の船長も、A 社において昭和 23 年 11 月 1 日に資格を取得しており、申立期間①においては船員保険被保険者となっていない。

申立期間②について、上記のとおり、船員手帳には、A社が所有する船舶Cにおける申立人の雇止め日は、昭和24年5月20日と記載されている。

しかしながら、A社において船員保険被保険者となっている複数の者について、それぞれ船員手帳の記載と船員保険被保険者記録を比較したところ、雇止年月日と資格喪失日は必ずしも一致していないことが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳における資格喪失日は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなどの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、B社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立期間②における船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、上記、船員手帳の記載及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間において、船舶所有者D社の船舶Eに乗船していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間③の直後にF社において船員保険被保険者資格を取得しているところ、当時の船舶Eの船長は、「申立人は、F社での雇入れが決まっていたが、同社の船主より、漁期まで少し間があるので、申立人を臨時で乗船させてほしいと頼まれ、船舶Eに乗船させた。その際に、同社の船主より、船員保険等は心配無い旨の説明を受けたため、船舶Eの船員としては船員保険に加入させなかったと思う。」と供述している。

また、F社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間③において資格取得している者はおらず、前後の期間において整理番号に欠番は無い上、商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から③までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。